

対中直接投資の構造変化  
—租税回避の視点から—

立命館大学 経営学研究科  
宇都宮 浩一

はじめに

第1章 対中直接投資の現状

第2章 タックス・ヘイブン

第3章 対中直接投資の構造変化

おわりに

はじめに

対中直接投資におけるタックス・ヘイブンを利用した租税回避戦略

＝タックス・プランニングの重要性

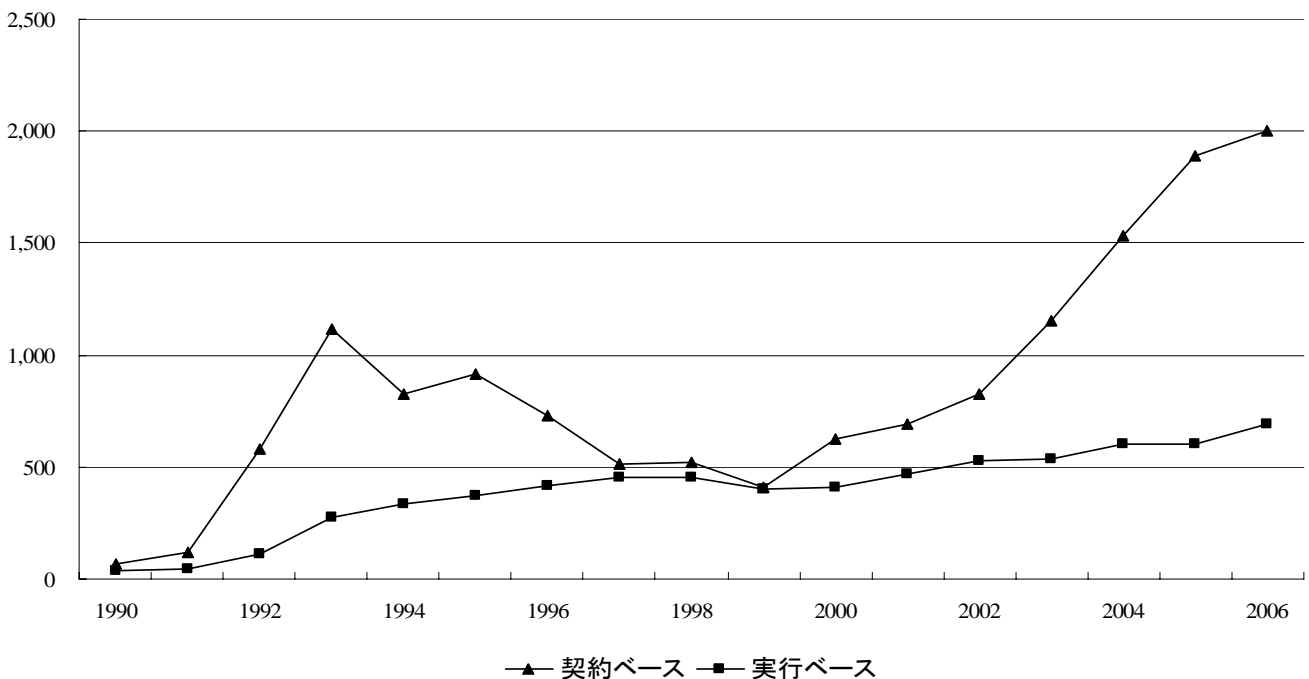
投資および企業の登記状況などに関する中国政府が公表している統計資料、報告書

→ 対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの役割を明らかにする

第1章 対中直接投資の現状

- ・香港, 韓国, 台湾, 米国, 日本, 英領ヴァージン諸島の6カ国・地域の対中直接投資は全体の約75%. 登記もほぼ同様のシェア.
- ・しかし, 1件当たり投資金額, 1社当たり登録資本金額では上記6カ国・地域は上位からほぼ姿を消し, 替わってタックス・ヘイブンが出現する. →大規模中直接投資はタックス・ヘイブンが担う
- ・香港は世界平均と同水準, 台湾は下回る  
→タックス・ヘイブンに比して香港の対中直接投資規模は小さい. 台湾は小規模.

(図 1-1)1990年から2006年の対中直接投資状況(単位:万ドル)



出所:中国統計年鑑各年版より作成

(表 1-1)2000 年から 2005 年の中国の外商投資企業契約件数上位 10 カ国・地域(フロー, 単位:件)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数	国名	契約件数
1	香港	7,199	香港	8,008	香港	10,845	香港	13,633	香港	14,719	香港	14,831
2	台湾	3,108	台湾	4,214	台湾	4,853	韓国	4,920	韓国	5,625	韓国	6,115
3	米国	2,609	韓国	2,909	韓国	4,008	台湾	4,495	台湾	4,002	台湾	3,907
4	韓国	2,565	米国	2,606	米国	3,363	米国	4,060	米国	3,925	米国	3,741
5	日本	1,614	日本	2,019	日本	2,745	日本	3,254	日本	3,454	日本	3,269
6	英領ヴァージン諸島	1,157	英領ヴァージン諸島	1,512	英領ヴァージン諸島	1,959	英領ヴァージン諸島	2,218	英領ヴァージン諸島	2,641	英領ヴァージン諸島	2,493
7	シンガポール	622	シンガポール	675	シンガポール	930	シンガポール	1,144	シンガポール	1,275	シンガポール	1,217
8	カナダ	438	カナダ	543	カナダ	708	カナダ	901	カナダ	995	カナダ	964
9	マカオ	433	マカオ	458	オーストラリア	592	オーストラリア	785	サモア	790	サモア	806
10	オーストラリア	393	オーストラリア	439	サモア	533	サモア	678	オーストラリア	736	マカオ	707
	総計	22,347	総計	26,140	総計	34,171	総計	41,081	総計	43,664	総計	44,001

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-2)2000 年から 2005 年の外商投資企業投資額上位 10 カ国・地域(フロー, 契約ベース, 単位:万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額
1	香港	1,696,105	香港	2,068,586	香港	2,520,183	香港	4,070,803	香港	5,013,753	香港	6,323,467
2	米国	800,089	英領ヴァージン諸島	877,177	英領ヴァージン諸島	1,264,980	英領ヴァージン諸島	1,266,416	英領ヴァージン諸島	1,939,565	英領ヴァージン諸島	2,202,783
3	英領ヴァージン諸島	752,162	米国	751,487	米国	815,647	米国	1,016,147	韓国	1,391,081	韓国	1,976,010
4	台湾	404,189	台湾	691,419	台湾	674,084	韓国	917,716	米国	1,216,516	米国	1,351,150
5	日本	368,051	日本	541,973	日本	529,804	台湾	855,787	台湾	980,594	日本	1,191,988
6	オランダ	341,412	韓国	348,740	韓国	528,222	日本	755,535	日本	916,205	台湾	1,035,825
7	ケイマン諸島	313,898	シンガポール	198,417	シンガポール	278,548	シンガポール	341,873	シンガポール	442,252	シンガポール	521,431
8	ドイツ	290,009	ケイマン諸島	160,926	ケイマン諸島	225,773	サモア	284,438	サモア	325,234	サモア	411,255
9	韓国	238,582	英国	151,564	サモア	187,782	オーストラリア	191,488	ケイマン諸島	324,518	ドイツ	342,547
10	シンガポール	208,074	サモア	137,033	カナダ	114,843	ケイマン諸島	169,453	モリシャス	229,529	ケイマン諸島	340,129
	総計	6,237,952	総計	6,919,455	総計	8,276,833	総計	11,506,969	総計	15,347,895	総計	18,906,398

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-3)2000 年から 2005 年の外商投資企業 1 社当たり投資額上位 10 カ国・地域(件数 100 件以上, 契約ベース, 単位:万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模
1	オランダ	3,347.2	オランダ	854.4	ケイマン諸島	1,134.5	ケイマン諸島	780.9	ケイマン諸島	1,330.0	ケイマン諸島	1,298.2
2	ケイマン諸島	1,925.8	ケイマン諸島	825.3	英領ヴァージン諸島	645.7	英領ヴァージン諸島	571.0	モリシャス	786.1	モリシャス	994.6
3	ドイツ	989.8	英領ヴァージン諸島	580.1	フランス	542.5	オランダ	503.4	英領ヴァージン諸島	734.4	英領ヴァージン諸島	883.6
4	英領ヴァージン諸島	650.1	英国	563.4	オランダ	406.5	インドネシア	441.4	オランダ	498.3	タイ	705.3
5	フランス	463.1	モリシャス	477.9	サモア	352.3	モリシャス	387.6	タイ	490.4	オランダ	652.8
6	サモア	456.9	ドイツ	418.4	英国	341.9	サモア	381.2	フランス	425.5	ドイツ	527.0
7	マレーシア	329.2	フランス	374.7	シンガポール	299.5	タイ	315.7	サモア	411.7	サモア	510.2
8	シンガポール	326.5	サモア	366.4	モリシャス	287.7	ドイツ	308.4	ドイツ	375.3	インドネシア	494.3
9	英国	319.6	シンガポール	294.0	ドイツ	260.0	シンガポール	298.8	マレーシア	369.3	スイス	461.5
10	米国	306.7	米国	288.4	マレーシア	248.5	香港	298.6	シンガポール	345.8	シンガポール	428.5
参考	米国	-	米国	-	米国	242.5	米国	250.3	米国	309.9	米国	361.2
	香港	235.6	香港	258.3	香港	232.4	香港	-	香港	340.6	香港	426.4
	台湾	130.0	台湾	164.1	台湾	138.9	台湾	190.4	台湾	232.5	台湾	265.1
	韓国	93.0	韓国	119.9	韓国	131.8	韓国	186.5	韓国	247.3	韓国	323.1
	日本	228.0	日本	268.4	日本	193.0	日本	244.5	日本	265.3	日本	364.6
	世界平均	279.1	世界平均	264.7	世界平均	242.2	世界平均	280.1	世界平均	351.5	世界平均	429.7

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-4) 2000 年から 2005 年の外商投資企業登記数上位 10 カ国・地域(年末ストック, 単位: 社)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数	国名	登記数
1	香港	100,134	香港	92,616	香港	90,046	香港	93,081	香港	95,778	香港	99,919
2	台湾	24,585	台湾	25,017	台湾	25,613	台湾	26,938	台湾	27,386	台湾	27,947
3	米国	18,283	米国	18,821	米国	19,389	米国	21,193	米国	22,445	米国	23,649
4	日本	14,282	日本	15,164	日本	16,236	日本	18,136	日本	19,779	日本	21,586
5	韓国	9,559	韓国	11,027	韓国	13,010	韓国	16,407	韓国	18,760	韓国	21,062
6	シンガポール	6,299	シンガポール	6,362	英領ヴァージン諸島	6,136	英領ヴァージン諸島	7,358	英領ヴァージン諸島	8,897	英領ヴァージン諸島	10,815
7	マカオ	3,911	英領ヴァージン諸島	4,353	マカオ	3,331	シンガポール	6,693	シンガポール	7,224	シンガポール	7,698
8	英領ヴァージン諸島	2,811	マカオ	3,566	カナダ	3,062	カナダ	3,546	カナダ	4,001	カナダ	4,410
9	カナダ	2,754	カナダ	2,862	オーストラリア	2,760	マカオ	3,233	マカオ	3,517	マカオ	3,824
10	オーストラリア	2,447	オーストラリア	2,547	シンガポール	2,660	オーストラリア	3,182	オーストラリア	3,408	オーストラリア	3,532
	世界計	203,208	世界計	202,306	世界計	208,056	世界計	226,373	世界計	242,284	世界計	260,000

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-5) 2000 年から 2005 年の外商投資企業登録資本金額上位 10 カ国・地域(年末ストック, 単位: 万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金	国名	資本金
1	香港	23,301,205	香港	22,946,614	香港	23,666,854	香港	26,159,424	香港	29,540,627	香港	31,639,607
2	米国	4,590,723	米国	4,670,881	米国	4,737,381	米国	5,371,505	英領ヴァージン諸島	5,992,066	英領ヴァージン諸島	8,040,409
3	日本	3,715,794	日本	4,078,417	日本	4,094,385	日本	5,186,707	米国	5,907,249	米国	6,508,829
4	台湾	2,445,885	英領ヴァージン諸島	2,676,561	英領ヴァージン諸島	3,820,766	英領ヴァージン諸島	4,521,581	日本	5,674,068	日本	6,222,412
5	シンガポール	2,115,324	台湾	2,581,590	台湾	2,832,880	台湾	3,119,009	台湾	3,467,700	台湾	3,781,124
6	英領ヴァージン諸島	1,840,742	シンガポール	2,231,299	シンガポール	2,363,982	シンガポール	2,495,047	韓国	2,874,172	韓国	3,317,910
7	韓国	1,347,129	韓国	1,421,884	韓国	1,584,175	韓国	2,168,482	シンガポール	2,844,929	シンガポール	3,127,047
8	英国	1,173,895	英国	1,289,198	英国	1,428,883	ドイツ	1,466,133	英国	1,490,127	ドイツ	1,906,856
9	ドイツ	1,108,564	ドイツ	1,181,614	ドイツ	1,306,537	英国	1,377,107	ケイマン諸島	1,156,299	英国	1,546,450
10	マカオ	633,847	オランダ	666,566	ケイマン諸島	750,628	ケイマン諸島	949,989	ドイツ	894,591	ケイマン諸島	1,397,528
	総計	48,394,975	総計	50,577,691	総計	55,211,904	総計	62,264,052	総計	72,848,575	総計	72,848,575

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 1-6) 2000 年から 2005 年の外商投資企業 1 社当たり登記金額上位 10 カ国・地域(登記数 100 社以上, 単位: 万ドル)

順位	2000		2001		2002		2003		2004		2005	
	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模	国名	規模
1	ケイマン諸島	1,411.1	バミューダ	1,514.7	バミューダ	1,500.5	バミューダ	1,446.6	バミューダ	1,841.8	バミューダ	1,920.8
2	バミューダ	1,192.4	ケイマン諸島	1,077.9	ケイマン諸島	1,032.5	ルーマニア	1,197.5	ケイマン諸島	1,114.0	ケイマン諸島	1,114.5
3	オランダ	885.9	オランダ	942.8	オランダ	957.8	ケイマン諸島	1,112.4	オランダ	907.9	オランダ	922.3
4	モリジヤス	837.6	スイス	809.5	シンガポール	888.7	オランダ	1,032.7	スイス	677.4	英領ヴァージン諸島	743.4
5	英領ヴァージン諸島	654.8	英領ヴァージン諸島	614.9	スイス	808.6	スイス	802.0	英領ヴァージン諸島	673.5	モリジヤス	667.8
6	デンマーク	654.0	デンマーク	604.2	英領ヴァージン諸島	622.7	英領ヴァージン諸島	614.5	モリジヤス	581.0	バハマ	632.9
7	ドイツ	603.1	ドイツ	587.0	ドイツ	612.8	ドイツ	607.6	英国	534.5	スイス	630.4
8	スイス	590.4	モリジヤス	559.7	英国	587.5	フランス	550.2	バハマ	528.8	ドイツ	602.7
9	英国	550.6	英国	556.9	デンマーク	585.1	デンマーク	535.0	フランス	518.5	デンマーク	592.6
10	フランス	469.0	フランス	490.2	フランス	558.0	英国	526.2	デンマーク	498.0	フランス	538.1
参考	香港	232.7	香港	247.8	香港	262.8	香港	281.0	香港	308.4	香港	316.7
	台湾	99.5	台湾	103.2	台湾	110.6	台湾	115.8	台湾	126.6	台湾	135.3
	韓国	140.9	韓国	128.9	韓国	121.8	韓国	132.2	韓国	153.2	韓国	157.5
	日本	260.2	日本	269.0	日本	252.2	日本	286.0	日本	286.9	日本	288.3
	世界平均	238.2	世界平均	250.0	世界平均	265.4	世界平均	275.1	世界平均	300.7	世界平均	312.3

出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

第2章 タックス・ヘイブン

第1節 OECD 租税委員会 1998 年報告書

OECD 租税委員会において、国際間競争を阻害し、税の引き下げ競争を誘発する可能性のある各国・地域の税制について議論 →1998 年報告書” Harmful Tax Competition :An Emerging Global Issue” 公表  
 =タックス・ヘイブン、有害税制の判定基準を設定 →これらの基準を元に、2000 年にリスト公表

・タックス・ヘイブン (Tax Haven) 判定基準

下記①に該当し、かつ②から④のいずれかに該当する場合.

- ①無税若しくは名目上の課税 (No or only nominal taxes)
- ②有効な情報交換の欠如 (Lack of effective exchange of information)
- ③透明性の欠如 (Lack of transparency)
- ④実質的活動がないこと (No substantial activities)

・有害税制(Harmful Preferential Tax Regimes)判定基準

下記①に該当し、かつ②から④のいずれかに該当する次の場合.

- ①無税若しくは低税率(No or low effective tax rates)
- ②国内市場からの隔離(“Ring-Fencing” of Regimes)
- ③透明性の欠如(Lack of transparency)
- ④有効な情報交換の欠如(Lack of effective exchange of information)

(表 2-1)タックス・ヘイブンと認定された国・地域リスト

有害税制 除去表明 国・地域	モーリシャス	ケイマン諸島
	バミューダ	サンマリノ
タックス・ ヘイブン	キプロス	マルタ
	アンドラ(注2)	モルディヴ
	アンギラ	マーシャル諸島(注2)
	アンティグア・バーブーダ	モナコ(注2)
	アルバ	モンセラット
	バハマ	ナウル(注2)
	バハレーン	アンティルス
	バルバドス	ニウエ
	バリーズ	パナマ
	英領ヴァージン諸島	サモア
	クック諸島	セイシェル
	ドミニカ	セント・ルシア
	ジブラルタル	セント・クリストファー・ネイヴィース
	グレナダ	セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
	ガーンジー／サーク／オルダニー	トンガ
	マン島	タークス・カイコス諸島
	ジャージー	米領ヴァージン諸島
	リベリア(注2)	ヴァヌアツ(注2)
	リヒテンシュタイン(注2)	

注1：有害税制除去表明国・地域は、自らの税制について OECD のタックス・ヘイブン認定基準に合致しないよう  
 是正することを”the high level political commitment”を通じて表明した国・地域である。

注2：これらは非協力的タックス・ヘイブンとされ、OECD との交渉の結果、2005 年末までに「透明性」と「有  
 効な情報交換」を実現することを約束しなかった国・地域であり、2002 年 4 月に公表されている。これらの  
 うち、ヴァヌアツ共和国については 2003 年 5 月に、同年 12 月にはナウル共和国が「透明性」「有効な情報交換」  
 について改善することを表明したため、非協力的タックス・ヘイブンから除外されている。

出所：OECD(2000)17 および 29 ページ、OECD(2004)11 ページ。

(表 2-2)有害税制と認定された国・地域リスト

業種	国名	優遇措置
保険	オーストラリア	オフショア金融税制
	ベルギー	調整本部税制
	フィンランド	アランド キャプティブ保険税制
	イタリア	トリエステ 金融サービス・保険センター
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	ルクセンブルグ	再保険会社税制
	スウェーデン	外国損害保険会社税制
金融・リース	ベルギー	調整本部税制
	ハンガリー	ベンチャーキャピタル会社税制
	ハンガリー	国外活動会社優遇税制
	アイスランド	国際貿易会社税制
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	アイルランド	シャノン空港区域
	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
	ルクセンブルグ	金融支店税制
	オランダ	リスクヘッジのための国際グループ金融税制
	オランダ	企業内金融税制
	オランダ	金融支店税制
	スペイン	バスク・ナバラ コーディネーション・センター
	スイス	管理会社税制
	ファンドマネージャー	ギリシア
アイルランド		国際金融サービスセンター
ルクセンブルグ		マネジメント会社税制
ポルトガル		マデイラ 国際ビジネスセンター
銀行	オーストラリア	オフショア金融税制
	カナダ	国際金融センター
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
	韓国	外国為替に関するオフショア業務税制
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
地域統括本部	トルコ	イスタンブール オフショア金融税制
	ベルギー	調整本部税制
	フランス	地域統括本部税制
	ドイツ	地域統括本部税制
	ギリシア	外国会社税制
	オランダ	コスト・プラス・ルーリング
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	スペイン	バスク・ナバラ 地域統括本部
	スイス	管理会社税制
	スイス	サービス会社税制
販売	ベルギー	販売子会社税制
	フランス	物流センター税制
	オランダ	コスト・プラスノリセール・マイナス・ルーリング
	トルコ	トルコ自由貿易地域
サービス	ベルギー	サービス・センター
	オランダ	コスト・プラス・ルーリング
国際海運	カナダ	国際海運税制
	ドイツ	国際海運税制
	ギリシア	国際海運事務所税制
	ギリシア	国際海運税制(27条、75条)
	イタリア	国際海運税制
	オランダ	国際海運税制
	ノルウェー	国際海運税制
	ポルトガル	マデイラ国際海運税制
その他	ベルギー	インフォーマル・キャピタル・ルーリング
	ベルギー	外国販売会社税制
	カナダ	非居住者所有投資法人税制
	オランダ	インフォーマル・キャピタル・ルーリング
	オランダ	外国販売会社税制
	米国	外国販売会社税制(FSC)

出所:OECD(2000)12-14 ページ.

## 第2節 タックス・ヘイブンの機能

### 1. モーリシャス

- ・インド系が圧倒的だが、人口の約3%は中国系で、チャイナタウンが形成されている。また、旧正月が祝日であるなど、中国文化の影響も見られる。
- ・モーリシャス政府統計では、対内直接投資の主要国は米国とシンガポールであり、この2カ国で50%を越える。タックス・ヘイブンからの投資も多い。
- ・非居住者がモーリシャスに事業拠点を設立し、当該企業が国外源泉所得のみ得ている場合、法人税率は実質1.5%。キャピタル・ゲイン、配当、利子、ロイヤルティなどは非課税。

### 2. ケイマン諸島

- ・ケイマン諸島内で営業活動を行わないと申告した会社は、免税会社（Exempted Company）とされ、将来20年にわたって一切の課税が免除される。わずかな手数料を政府に支払えば、為替管理もなくほぼ自由に事業活動ができる。

### 3. 英領ヴァージン諸島

- ・英領ヴァージン諸島に管理支配が有る場合は居住法人とされ、域内源泉所得15%、域外源泉所得1%が課される。管理支配がない場合は非居住法人とされ、域内源泉所得を除きほぼ課税されない。
- ・旧米英条約の適用により米国との配当・利子で優遇税制が適用される。

### 4. サモア

- ・優遇税制に関する明文規定がなく、各種投資案件に対して政府が個別に優遇を与えている。

### 5. 香港

- ・国内源泉所得は16%課税。国外源泉所得は非課税。交際費の損金算入に限度がなく、税務上の欠損金を永久に繰り越すことが可能。また、2006年2月11日に相続税が撤廃されている。タバコ・アルコールを除き関税もない。
- ・なお、2006年8月21日に中国との間で二重課税防止協定が改定されており、配当・利子・使用料などで優遇税制が適用される。

## 第3節 対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの台頭

- ・貿易・・・非常に少ない

(表 2-3)2000年から2006年の対中輸出入総額に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
OECD2000年報告書リスト	39.9%	40.1%	38.9%	39.1%	39.6%	39.9%	41.4%	39.8%
内 有害税制	39.4%	39.6%	38.5%	38.8%	39.2%	39.5%	41.0%	39.4%
内 タックス・ヘイブン	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%

出所:中国統計年鑑各年版より作成

- ・タックス・ヘイブンの対中貿易総額に占める割合は常に低く、平均して1%以下であったが、投資件数は約9%、投資総額は約18%のシェアがあった。登記状況では、登記社数・登録資本金総額に占めるタックス・ヘイブンのシェアはそれぞれ約4.4%、10.3%であった。
- ・タックス・ヘイブンの1件当たり投資金額・1社当たり登録資本金額は常に全世界平均および優遇税制リスト国・地域を上回っており、タックス・ヘイブンの対中直接投資規模が、他の国・地域と比べて大きい。

(表 2-4)2000 年から 2005 年の総投資件数に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	38.2%	37.6%	37.9%	38.8%	39.9%	40.8%	38.9%
内 有害税制	31.1%	28.6%	28.8%	30.2%	30.4%	31.6%	30.1%
内 タックス・ハイブン	7.1%	9.0%	9.0%	8.6%	9.5%	9.2%	8.7%
香港を加えた場合	70.4%	68.2%	69.6%	72.0%	73.6%	74.5%	71.4%

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-5)2000 年から 2005 年の投資総額に占める割合(契約ベース, 単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	52.4%	42.9%	45.4%	40.5%	43.7%	43.7%	44.8%
内 有害税制	32.1%	23.9%	23.0%	24.1%	24.2%	25.7%	25.5%
内 タックス・ハイブン	20.3%	19.0%	22.3%	16.4%	19.4%	18.0%	19.2%
香港を加えた場合	79.6%	72.8%	75.8%	75.9%	76.3%	77.1%	76.3%

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-6) 2000 年から 2005 年の 1 件当り投資額(契約ベース, 単位:万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	573.5	401.2	348.0	359.5	460.9	469.3	435.4
内 有害税制	456.3	279.6	303.4	224.0	260.0	322.0	307.5
内 タックス・ハイブン	720.1	522.7	397.3	482.8	623.2	593.0	556.5
香港単独	235.6	258.3	232.4	298.6	340.6	426.4	298.6
全世界平均	279.1	264.7	242.2	280.1	351.5	429.7	307.9

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-7)2000 年から 2005 年の総登記社数に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	21.3%	23.9%	26.2%	28.2%	28.9%	30.4%	26.5%
内 有害税制	19.2%	20.6%	21.7%	23.0%	23.5%	24.3%	22.0%
内 タックス・ハイブン	2.1%	3.3%	4.5%	5.2%	5.5%	6.2%	4.4%
香港を加えた場合	70.6%	73.4%	74.3%	72.4%	70.3%	69.0%	71.7%

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-8)2000 年から 2005 年の登録資本金総額に占める割合(単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	26.3%	28.5%	29.9%	31.8%	31.0%	34.8%	30.4%
内 有害税制	20.3%	20.5%	19.8%	20.6%	18.9%	20.5%	20.1%
内 タックス・ハイブン	6.0%	8.0%	10.1%	11.2%	12.1%	14.3%	10.3%
香港を加えた場合	74.4%	74.6%	72.1%	69.2%	63.0%	63.5%	69.5%

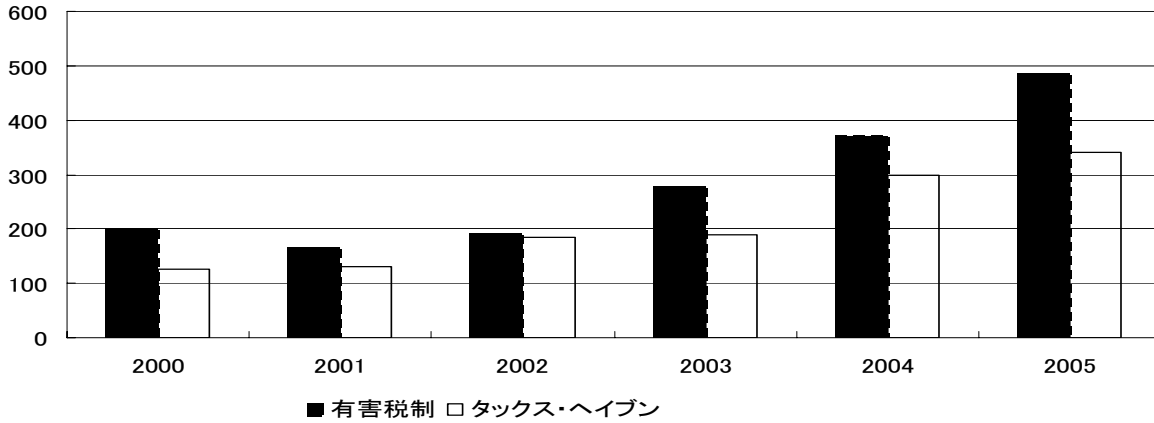
出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-9)2000 年から 2005 年の 1 社当り登録資本金額(単位:万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	平均
OECD2000年報告書リスト	352.8	356.2	364.6	357.6	380.5	415.4	371.2
内 有害税制	298.4	307.8	327.1	333.7	300.9	326.4	315.7
内 タックス・ハイブン	436.4	416.6	414.6	381.6	434.4	475.7	426.6
香港単独	232.7	247.8	262.8	281.0	308.4	316.7	274.9
全世界平均	238.2	250.0	265.4	275.1	300.7	312.3	273.6

出所:中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(図 2-1)2000 年から 2005 年の契約ベース投資額(単位: 万ドル)



出所: 中国対外経済統計年鑑各年版より作成

(表 2-10)OECD タックス・ヘイブン対策と WTO 加盟

1998年	OECD報告書“Harmful Tax Competitions”	タックス・ヘイブン, 有害税制認定基準の公表
2000年	OECDタックス・ヘイブン, 有害税制リスト公表	
2001年11月	OECD報告書アップデート	タックス・ヘイブンの規制
2001年12月	中国のWTO加盟	対外開放政策の拡大
2002年2月	中国「外国投資方向指導規定」公布	
2002年3月	中国「外国投資産業指導目録」改定	奨励類186→226、制限類112→75
2004年2月	OECD報告書アップデート	有害税制リスト対象国・地域が0に
2004年4月	中国「対外貿易法」改正	対外貿易権の届出制化
	中国「商業領域管理規則」制定	外資の商業領域への進出が可能化
2006年	OECD報告書アップデート	タックス・ヘイブンリスト対象が3カ国・地域に

出所: OECD(2006), 近藤(2006)より作成

→2000 年リスト公表と 2003 年 SARS 騒動の影響で一時的に停滞したが、WTO 加盟による規制緩和で基本的には増加傾向。

### 第 3 章 対中直接投資の構造変化

#### 第 1 節 利益獲得とタックス・プランニング

・タックス・ヘイブンを經由する意味

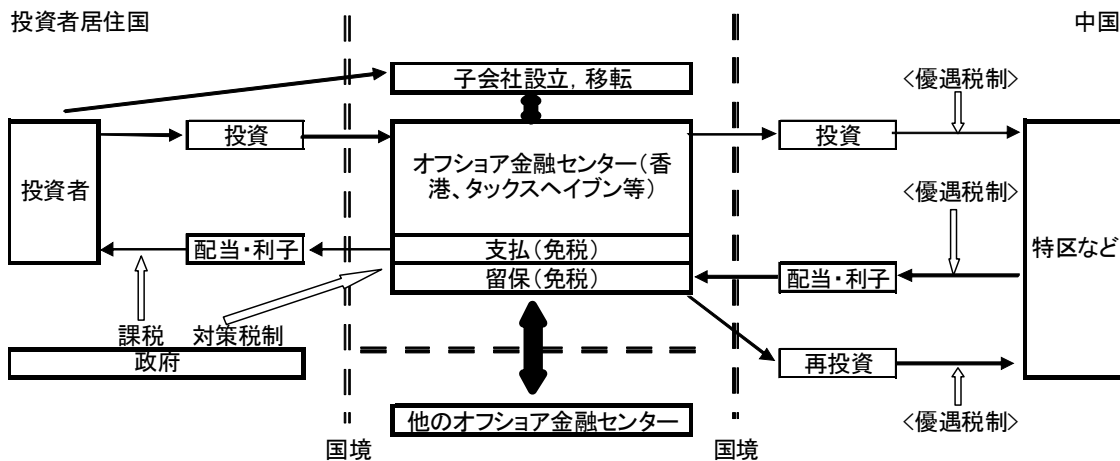
＝タックス・プランニングが対中直接投資の企画段階からすでに組み込まれており、WTO 加盟による投資分野の規制緩和を待って積極的に活用され始めた。

※タックス・プランニング(租税計画)

単に納税額の最小化だけを狙うのではなく、外国税額控除や移転価格税制、タックス・ヘイブン対策税制などのリスクを分析・評価し、事前確認制度の活用や租税条約などの適用可能性を考慮したうえで、最適な税務戦略を構築すること。



(図 3-1) オフショア金融センターなどを介した対中直接投資におけるタックス・プランニング



出所:筆者作成

## 第2節 対中直接投資の新たな要素

- ・対中直接投資にケイマン諸島や英領ヴァージン諸島、モーリシャス、サモアなどを経由させるタックス・プランニングが増え  
ており、対中直接投資のプロフィット・センターとしての役割を担いだしている。
- ・香港とタックス・ヘイブンを移動する資金が多い。
- ・香港以外にこれらの地域を独占的に使用しているという状況は考えにくい。
- ・中国国内からの香港投資が急増している

(表 3-1) 英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、サモア、モーリシャス(2006年のみ)を経由した対中直接投資の来源(実行ベース, 単位:件, 万ドル)

	2005				2006			
	件数	シェア	実行額	シェア	件数	シェア	実行額	シェア
香港	1,297	36.5%	419,200	33.7%	2,298	56.0%	890,700	56.0%
台湾	1,517	42.6%	419,200	33.7%	1,026	25.0%	393,400	24.7%
米国	255	7.2%	72,100	5.8%	349	8.5%	135,400	8.5%
EU	75	2.1%	5,300	0.4%	243	5.9%	94,100	5.9%
韓国	6	0.2%	3,600	0.3%	21	0.5%	8,300	0.5%
日本	12	0.3%	1,200	0.1%	11	0.3%	4,500	0.3%
その他	395	11.1%	323,000	26.0%	158	3.8%	64,900	4.1%
タックス・ヘイブン4カ国計	3,557	100.0%	1,243,600	100.0%	4,106	100.0%	1,591,300	100.0%

出所:中国商務部外国投資管理司(2007)99 ページより作成

(表 3-2) 2001年から2005年の対香港直接投資統計(年末ストック, 単位:億香港ドル, %)

	2001		2002		2003		2004		2005	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
中国	9,581	29.3%	5,946	22.7%	7,701	26.0%	10,201	29.0%	12,719	31.4%
英領ヴァージン諸島	9,436	28.9%	7,794	29.7%	9,352	31.6%	10,293	29.2%	12,707	31.3%
オランダ	1,999	6.1%	2,049	7.8%	2,561	8.7%	3,072	8.7%	3,271	8.1%
バミューダ	3,157	9.7%	2,732	10.4%	2,548	8.6%	2,722	7.7%	2,715	6.7%
米国	1,937	5.9%	1,866	7.1%	1,876	6.3%	2,435	6.9%	2,058	5.1%
日本	1,166	3.6%	1,414	5.4%	1,422	4.8%	1,482	4.2%	1,317	3.2%
英国	454	1.4%	558	2.1%	481	1.6%	700	2.0%	885	2.2%
シンガポール	888	2.7%	735	2.8%	580	2.0%	871	2.5%	843	2.1%
ケイマン諸島	1,195	3.7%	449	1.7%	531	1.8%	618	1.8%	667	1.6%
タイ	37	0.1%	62	0.2%	51	0.2%	65	0.2%	332	0.8%
その他	2,847	8.7%	2,620	10.0%	2,499	8.4%	2,759	7.8%	3,049	7.5%
総計	32,697	100.0%	26,223	100.0%	29,604	100.0%	35,219	100.0%	40,563	100.0%

出所:香港経済年鑑および香港特別行政区政府統計処ホームページより作成

### 第3節 優遇税制と所得税改革

- ・88カ国と租税条約を締結 = 二重課税の防止, 配当・利子等の優遇
- ・対中直接投資の優遇税制措置 ← 2008年1月1日から新企業所得税施行
- ・優遇税制措置の整理・撤廃
- ・税率が25%に(従来は15%)
- ・タックス・ヘイブン対策税制の導入 = タックス・ヘイブンに所在する企業の対中直接投資や, 中国居住者とタックス・ヘイブンの取引は減少する可能性がある。

(表 3-3)中国の主な優遇税制(2007 年末まで)

税目	主な優遇措置
増値税	基本的に輸出免税。また、ソフトウェア・IC輸出企業は実質負担6%を超える部分を即返還。
	奨励業種における中国国産設備購入時の免税
関税・増値税	生産経営活動に必要な輸入設備・原材料の免税。
営業税	10年以上・1億元以上の投資を行う場合は5年間免税。
外国企業・外商投資企業所得税	投資企業は20%
	経済特区などに所在する企業は税率が15%。一部24%の優遇税率。
	政府が認めた企業は、利益獲得から2年免税、3年半減などのタックス・ホリデイ。 再投資に対する所得税額の40%(一部100%)の税額還付。
個人所得税	ハイテク企業に認定されれば、ストックオプションの再投資について個人所得税を免除。
不動産税	不動産原価の1.2%を毎年徴収するが、その内30%を減税する。

出所:監査法人トーマツ(2007), 近藤(2006)より作成

- ・対中直接投資の来源はタックス・ヘイブンが約5割, 香港が約3割である。対香港直接投資の来源はタックス・ヘイブンが約5割, 中国が約3割である。
- ・タックス・ヘイブンの利用主体は様々であり, 特定の国・地域が圧倒的に利用しているとは言にくい。
- ・ケイマン諸島, 英領ヴァージン諸島, サモア, モーリシャスなどのタックス・ヘイブンを通じた対中直接投資について, 中国商務部は2005年と2006年の来源を公表しており, これによると2006年は香港が約5割, 台湾が約3割であった。
- ・対中直接投資において, タックス・ヘイブンを経由したものは投資規模が大きい傾向が見られる。
- ・これらの分析から, 対中直接投資はタックス・ヘイブンを経由した投資が中心となってきており, とくに規模の大きな投資はケイマン諸島, 英領ヴァージン諸島, サモア, モーリシャスなどのタックス・ヘイブンを経由する投資ルートが定着しつつある。

主要参考文献

加藤弘之，上原一慶編(2004)『中国経済論』ミネルヴァ書房

クリスチアン・シャヴァニユー，ロナン・バラン,杉村昌昭訳(2007)『タックスヘイブン』作品社

近藤義雄(2006)『中国現地法人の経営・会計・税務』中央経済社

関下稔・板木雅彦・中川涼司編著(2006)『サービス多国籍企業とアジア経済』ナカニシヤ出版

中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム(2002)『中国の WTO 加盟』蒼蒼社

範建亭(2004)『中国の産業発展と国際分業』風行社

本庄資(2004)『国際的脱税・租税回避防止策』大蔵財務協会

OECD (1998), *HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue*

OECD (2000), *Towards Global Tax Co-operation; Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*

中国国家統計局編『中国統計年鑑』

中国国家統計局貿易外経統計司編『中国貿易外経統計年鑑』

中国国家統計局貿易外経統計司編『中国対外経済統計年鑑』

中国商務部外国投資管理司(2007)『2007 中国外商投資報告』